

【重要】マイナンバー（個人番号）の提出について

日本学生支援機構は、2018年9月より皆様から提出いただいたマイナンバー（個人番号）を用いて、減額返還・返還期限猶予の手続きに必要な情報を取得しています。

マイナンバーを提出いただくことで、これまで減額返還・返還期限猶予の願出の都度必要だった証明書類の大部分はご用意いただく必要がなくなります。過去にマイナンバーを日本学生支援機構に提出されていない場合は、マイナンバーを提出してください。

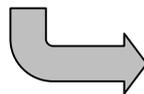
すでに日本学生支援機構にマイナンバーを提出した方は、再度の提出は不要です。
 （減額返還・返還期限猶予の願出のたびに提出いただく必要はありません。）

◆マイナンバーと減額返還・返還期限猶予願提出の流れ◆

チェック欄

1	マイナンバーが提出済みでないことをスカラネット・パーソナル等で確認する	
2	「マイナンバー（個人番号）提出書」に必要事項を記入する	
3	番号確認書類を切り取って、「マイナンバー（個人番号）提出書」の「1. 番号確認書類」の貼付け欄に貼り付ける	
4	身元確認書類を切り取って、「マイナンバー（個人番号）提出書」の「2. 身元確認書類」の貼付け欄に貼り付け、封筒に入れる	
5	「奨学金減額返還願」または「奨学金返還期限猶予願」に必要事項を記入する （6がない場合はここで封入）	
6	減額返還・返還期限猶予願証明書一覧を確認し、 マイナンバーのみで審査ができない証明書類がある場合は 事由に合った証明書類を用意し、5とあわせて封入する	
7	必要書類が全て封入されているかを確認し、下記提出先に、郵便局の窓口から 簡易書留 で送付する	

確認したらチェックしてください。



日本学生支援機構

【注意事項】

- 提出いただいたマイナンバーは、法令に基づき厳格に管理いたします。
- 提出を省略できる証明書類については以下の本機構ホームページを参照してください。
 減額返還証明書一覧（PDF） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html
 返還期限猶予の証明書一覧（PDF） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html
 なお、行政機関間の情報連携により取得できない情報については、引き続き証明書類を提出いただく必要がありますのでご了承ください。

★提出先 〒119-0385 ※専用郵便番号のため住所の記載は不要です。
独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛

★お問い合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター
 電話 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）
 受付時間 9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く）



返還が難しくなった場合

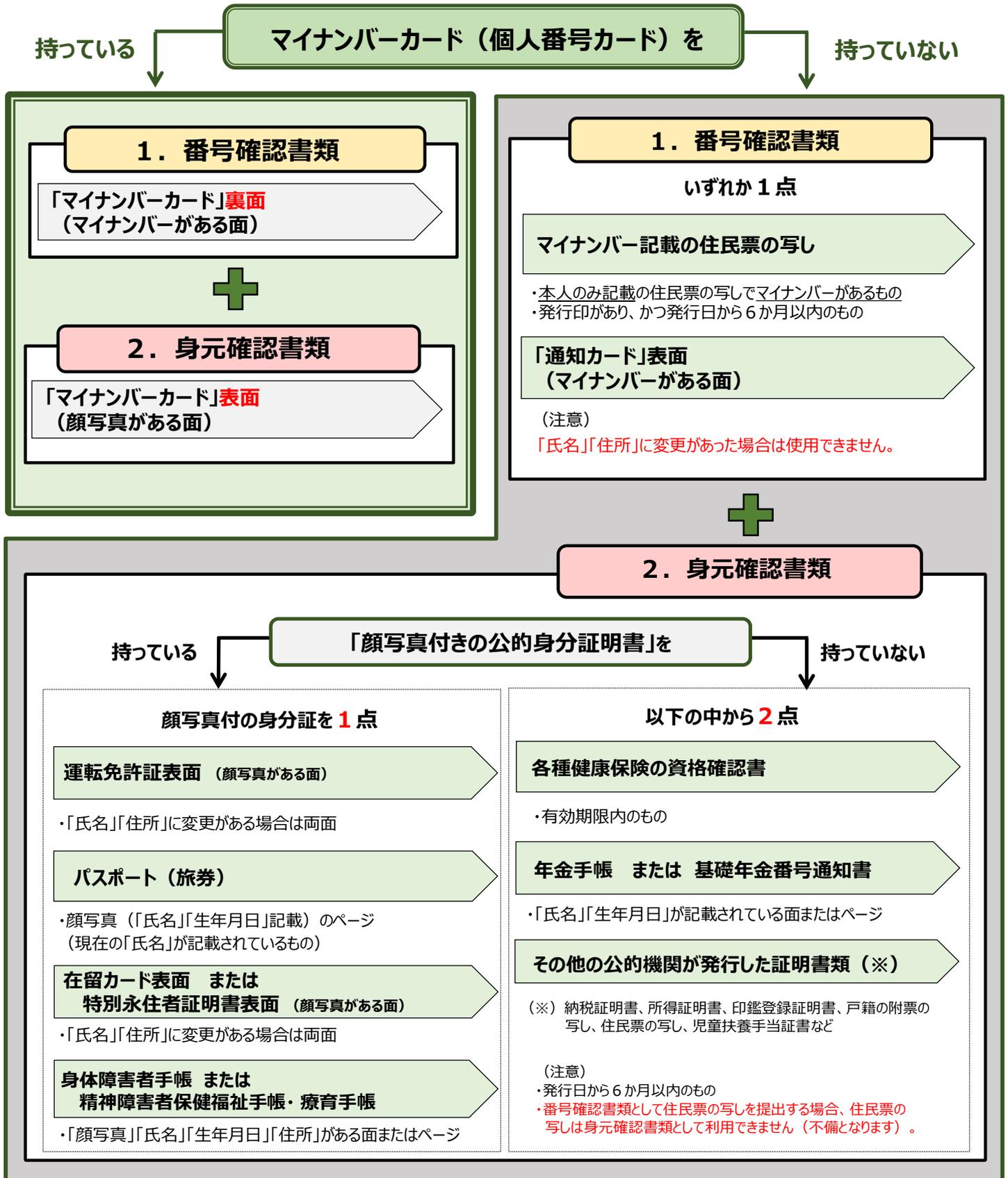
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/index.html

番号確認書類及び身元確認書類の準備

以下を読み、**1. 「番号確認書類」と 2. 「身元確認書類」の両方**をご用意ください。

※書類は有効期限が切れていないことを確認してください（いずれの書類も提出時に有効なものに限る）。

※氏名、生年月日、発行日、発行者、発行印、有効期限が確認できる書類をご用意ください。



⇒ 書類の用意ができたならコピーをとります。(拡大・縮小不可)
記載内容が見切れることのないようにコピーしてください。



マイナンバー（個人番号）提出書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

私は、日本学生支援機構が学資の貸与又は支給に関する事務（採用及び回収に係る業務を含む）の遂行のためにマイナンバー（個人番号）を利用するという利用目的を理解した上で、私のマイナンバーを貴機構に提出いたします。

なお、マイナンバーとは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさし、個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令が定めた範囲で機構が個人番号を利用すること及び返還が完了するまで必要な地方税情報を利用することに同意します。

私が複数の奨学生番号を有している場合、若しくは今後、複数の奨学生番号を取得する場合、本提出書をもって、他の全ての奨学生番号の奨学金についても上記のとおり同意します。

※黒または青の摩擦等で消えないボールペンを使い、判読可能な文字で記入してください。

マイナンバー （個人番号）* 記入欄	（12桁全て記入） <table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> 番号確認書類を見ながら、マイナンバーを枠の中に記入してください。					太い枠の中にもれなく記入してください。 訂正する場合は修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で消し、正しい内容を記入してください。								
記入日	(西暦) 年 月 日													
フリガナ		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">マイナンバー （個人番号） 数字記入例</td> <td style="width: 25%;">1 2 3 4</td> <td style="width: 25%;">5 6 7 8</td> <td style="width: 25%;">9 0 1 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">9 0 1 2</td> </tr> <tr> <td>マイナンバー （個人番号） 数字記入訂正例</td> <td style="border: 1px solid red;">9</td> <td style="border: 1px solid red;">0</td> <td style="border: 1px solid red;">1 2</td> </tr> </table> * は必須	マイナンバー （個人番号） 数字記入例	1 2 3 4	5 6 7 8	9 0 1 2		9 0 1 2			マイナンバー （個人番号） 数字記入訂正例	9	0	1 2
マイナンバー （個人番号） 数字記入例	1 2 3 4		5 6 7 8	9 0 1 2										
	9 0 1 2													
マイナンバー （個人番号） 数字記入訂正例	9	0	1 2											
氏名 * (自署)	※番号確認書類及び身元確認書類に記載の氏名を記入してください。													
奨学生番号 *	- - ※複数の奨学生番号がある場合でも、1つのみの記入で構いません。													
フリガナ														
現住所 *	〒 - 都道府県 市区町村		※現住所は番地まで省略しないで記入してください。											
生年月日 *	(西暦) 年 月 日													
電話番号	- -													

マイナンバーを提出する際には「マイナンバー提出書」（本書）と併せて
1. 番号確認書類 と **2. 身元確認書類** の提出が必要です。

※番号確認書類と身元確認書類の組み合わせ例は、裏面「番号確認書類・身元確認書類 提出例」を参照

1. 番号確認書類

マイナンバーカード（裏面） 貼付け欄

- マイナンバーが見えるように貼付
- カバーをしたままコピーしないでください



2. 身元確認書類

マイナンバーカード（表面） 又はカードサイズの身元確認書類 貼付け欄

- 顔写真がある面が見えるように貼付
- 不鮮明・見切れは不備となりますので
ご注意ください

※ カードサイズ以外の書類は、A4サイズの紙にコピーしたものをそのまま封筒に同封してください。
 （この提出書に貼り付けしないでください。）

※ のりを使う際は、よく乾かしてから封筒に入れてください。

番号確認書類・身元確認書類 提出例

番号確認書類・身元確認書類はすべてコピーを提出してください。

コピーをとる際は、必ず書類の外枠までおさまるようご注意ください。

マイナンバーカードを持っている場合

＜ 番号確認書類 ＞
マイナンバーカード裏面



＜ 身元確認書類 ＞
マイナンバーカード表面



マイナンバーカードを持っていない場合

＜ 番号確認書類 ＞

いずれか 1 点

マイナンバー記載の住民票の写し



通知カード表面 (注2)



＜ 身元確認書類 ＞

顔写真付のもの 1 点

運転免許証



パスポート



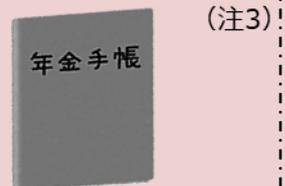
または

顔写真のないもの 2 点

・所得証明書
(原本でも可)



・年金手帳
・基礎年金番号通知書



・各種健康保険の資格確認書 (注4)
・児童扶養手当証書

(注1) 番号確認書類としてマイナンバー記載の住民票の写しを提出する場合、住民票の写しを身元確認書類として利用することは出来ません。身元確認書類は顔写真付のもの 1 点、または住民票の写し以外で顔写真のないもの 2 点をご用意ください。

(注2) 通知カードに記載の住所・氏名等記載事項に変更があった場合は使用できません。

(注3) 基礎年金番号は読み取れないよう黒塗り (マスキング) してください。

(注4) 保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り (マスキング) してください。

その他に認められる番号確認書類・身元確認書類は、右記二次元コードの先に掲載されている「番号確認書類一覧」「身元確認書類一覧」をご確認ください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/mynumber/riyo.html>